

報告事項ス

有隣荘の国登録有形文化財・新規登録について

有隣荘の国登録有形文化財・新規登録について、別紙のとおり報告します。

平成24年10月19日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 有隣荘の国登録有形文化財・新規登録について

平成24年10月19日  
文 化 財 課

平成24年9月21日（金）に国の文化審議会（会長 宮田亮平）において、国登録有形文化財として文部科学大臣に対し、下記の文化財の登録に係る答申が行われた。

登録されれば、鳥取県内で164例目（うち建造物161例、庭園2例、有形民俗文化財1例）、鳥取市内では30例目となる。

### 記

- |   |           |           |                                    |
|---|-----------|-----------|------------------------------------|
| 1 | 文化財建造物の名称 | 有隣荘       | 主屋、離れ、長屋門、二番蔵、三番蔵、四番蔵、仕切門及び塀、土塀、石垣 |
| 2 | 員数        | 9件        |                                    |
| 3 | 所在の場所     | 鳥取市国安     |                                    |
| 4 | 建築年代      | 主屋<br>その他 | 大正12年頃建築/昭和36年改修<br>大正12年頃         |

### 【今回答申された建造物の写真】



屋敷地全景



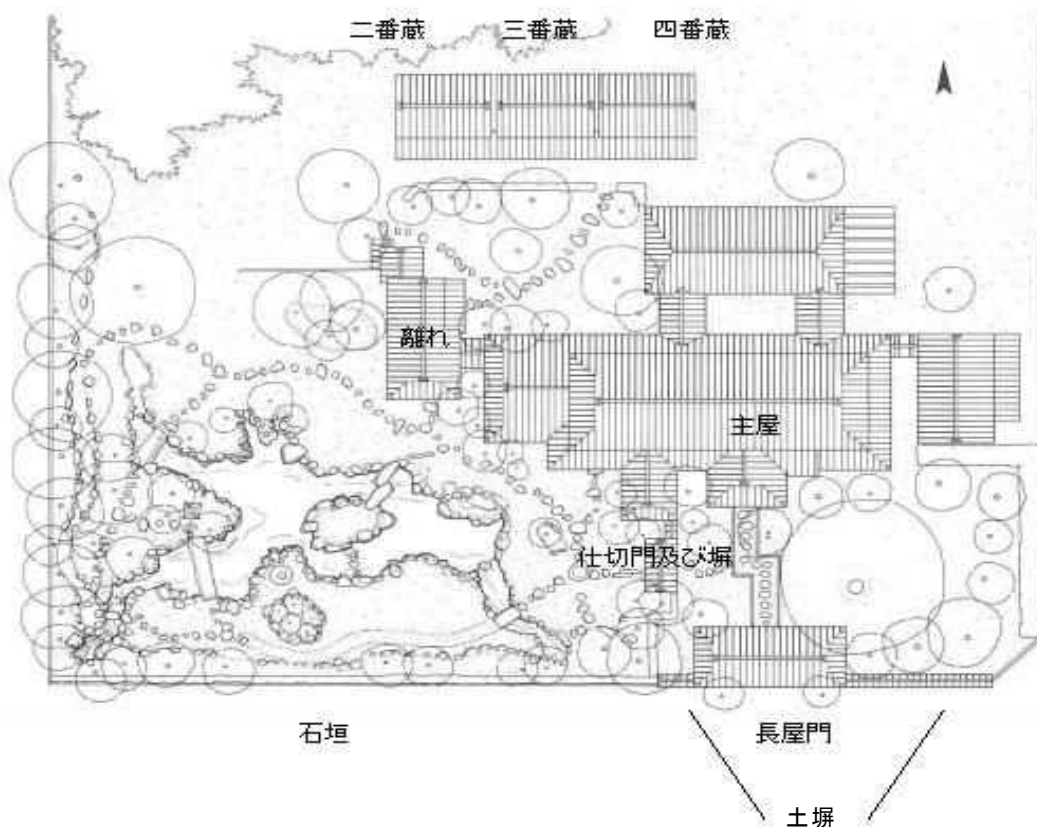
庭園から主屋、離れをみる



主屋の座敷「簡堂の間」



火灯窓のある「梅の間」



## 5 文化財の特徴

江戸時代には代々大庄屋を勤めた西尾家の旧宅。広大な屋敷地の中央には、主屋と、茶室のある離れを斜めに重ねて、その前に池泉回遊式庭園（ちせんかいゆうしきていえん）を配する（注）。

主屋は当地方に伝統的な間取りを伝え、庭に面した座敷には、落ち着いた上質な座敷飾りを備える。茶室付きの離れは池田家から拝領したと伝わり、ツガの良材を用いた「柵（つが）の間」では火灯窓（かとうまど）をあしらい、華やかな意匠をみせる。

敷地前面には、仕切門及び塀で庭園を区切り、八坂山を借景とした豊かな庭園空間を演出する。敷地背面には海鼠壁（なまこかべ）と赤瓦の屋根が特徴の土蔵が連続して並ぶ。

敷地の正面には石垣と長屋門を配し、風格ある旧家の屋敷構えを引き立てている。

このように、有隣荘は質の高い住宅建築だけでなく屋敷構えが良好に残されており、国の文化財登録基準「国土の景観に寄与するもの」として価値が認められた。

〔注：庭園の中心施設として池を設け、その周辺に景色や茶室などを置いて、それらを回遊する路が設けられた庭園の様式。〕

### 【登録有形文化財（建造物）】

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたもの。

これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するもの。